

弊社に対する労働訴訟の円満和解のご報告

2019年12月

いきいき唐津株式会社
代表取締役 木下 修一
社外取締役 辻 幸徳



弊社および弊社の専務取締役に対して2017年6月に提起されました労働訴訟(以下、「本件訴訟」といいます。)につきまして、客観的な事実に基づいた厳正なる裁判審理を経た結果、原告が主張した弊社の専務取締役の不法行為は一切存在しなかったことが確認され、2019年11月に被告とは円満に和解いたしましたことをご報告いたします。

なお、本件訴訟の審理と和解の結果を踏まえ、本件訴訟の提起時にインターネット掲示板に誹謗中傷を匿名投稿した人物、および本件訴訟審理において虚偽の陳述書面を提出した人物らに関しましては、今後法的措置を講じ、弊社が被った有形無形の損害について適切な損害賠償を求める所存です。

本件裁判につき、関係者の皆様にご心配おかけいたしましたこととお詫びするとともに、多くの方にご支援を頂きましたことを、心より御礼申し上げます。

以上